

定 款

規 約

日本機械輸出組合

沿革	昭和 27 年 12 月 26 日	成 立
	昭和 28 年 4 月 27 日	一部変更
	昭和 28 年 9 月 5 日	一部変更
	昭和 29 年 5 月 21 日	全文変更
	昭和 29 年 9 月 16 日	一部変更
	昭和 30 年 8 月 11 日	一部変更
	昭和 31 年 1 月 19 日	一部変更
	昭和 37 年 8 月 1 日	全文変更
	昭和 37 年 12 月 24 日	一部変更
	昭和 38 年 11 月 21 日	一部変更
	昭和 40 年 8 月 5 日	一部変更
	昭和 40 年 12 月 1 日	一部変更
	昭和 47 年 12 月 26 日	一部変更
	昭和 51 年 9 月 7 日	一部変更
	昭和 54 年 7 月 20 日	一部変更
	平成 4 年 7 月 10 日	一部変更
	平成 5 年 2 月 2 日	一部変更
	平成 7 年 8 月 17 日	一部変更
	平成 9 年 6 月 30 日	一部変更
	平成 10 年 4 月 1 日	一部変更
	平成 12 年 4 月 10 日	一部変更
	平成 20 年 1 月 22 日	一部変更
	平成 20 年 6 月 27 日	一部変更
	平成 22 年 6 月 18 日	一部変更

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、不公正な輸出取引を防止し、および輸出取引の秩序を確立し、ならびに所属員(組合員および組合員たる輸出組合の組合員をいう。以下同じ。)の共通の利益を増進するための事業を行ない、もって機械の輸出貿易の健全な発展をはかることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この定款において「機械」とは別表 1に掲げるものをいう。

### (名 称)

第3条 本組合は、日本機械輸出組合と称する。

### (地 区)

第4条 本組合の地区は、日本一円とする。

### (事務所の所在地)

第5条 本組合は、主たる事務所を東京都港区に、従たる事務所を大阪市に置く。

(公告の方法)

第6条 本組合の公告は、法令に別段の定めある場合を除き、本組合の各事務所の掲示場に掲示するとともに日本経済新聞に掲載してする。

(規約)

第7条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、総会の議決を経て、規約で定める。

## 第 2 章 事 業

(事業)

第8条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 輸出入取引法(以下「法」という。)第2条に掲げる不公正な輸出取引を防止するための所属員の啓発、指導および規制

(2) 所属員の共通の利益を増進するための次の事業

イ 機械の輸出に関する紹介、宣伝、あつ旋、見本市への参加その他海外市場の維持または開拓を目的とする活動

ロ 機械の輸出に関する海外市場および輸入業者その他の関係業者の信用状況の調査ならびに情報および資料のしゅう集および提供

ハ 機械の輸出に関する原産地その他の事項の証明および組合員の営業の証明

ニ 輸出向け機械の価格、品質、意匠、包装、保管、輸送その他の事項の改善ならびに船腹の確保およびあつ旋

ホ 機械の輸出に関する苦情の解決および紛争の仲裁

ヘ 機械の輸出に関する組合員に対する事業資金のあつ旋

ト 組合員のためにする貿易一般保険包括保険の保険契約の締結

(3) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な共同事業

(4) 法第11条第2項の規定に基づく組合員の遵守すべき事項の設定およびその実施の確保

(5) 法第28条の規定により経済産業大臣から委任を受けた事務

2 組合員たる輸出組合およびその組合員のためにする事業は、前項第1号、第2号のイ、ロおよびニならびに第3号に掲げる事業であつて、それぞれの機種に共通するものに限る。

3 本組合は、第1項第1号、第2号(へを除く。)および第3号に掲げる事業につき、所属員の利用に支障がない場合に限り、理事会の定めるところにより、所属員以外の者に利用させることができる。

(組合員の遵守すべき事項の設定および廃止等)

第9条 本組合は、前条第1項第4号の組合員の遵守すべき事項を設定しようとするときは、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多

数による議決を経て、設定の日の10日前までに経済産業大臣に届け出るものとする。

- 2 本組合は、前条第1項第4号の組合員の遵守すべき事項を廃止しようとするときは、総会において総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決によるものとする。
- 3 本組合は、前条第1項第4号の組合員の遵守すべき事項を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

(負担金等)

第10条 本組合は、第8条第1項第5号の規定により、経済産業大臣から委任を受けた事務について、法第28条の2第2項の規定による負担金の額および徴収の方法ならびにその事務の処理に関する計画および収支予算(以下「負担金等」という。)を定めようとするときは、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を経て、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

- 2 本組合は、前項の規定による負担金等の内容を変更しようとするとき、または負担金の徴収を廃止した場合の残金の処分の方法を定めようとするときは、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分2以上の多数による議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

(報告の徴収)

第11条 本組合は、事業の執行に必要な限度において、組合員から報告を徴することができる。

### 第3章 組合員

(組合員の資格)

第12条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第4条の規定による地区内において、機械の輸出業務にかかわる営業所を有する輸出業者
- (2) 前号の資格を有する輸出業者を組合員とする輸出組合

(加入)

第13条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 本組合は、理事会が前項の諾否を決したときは、申込者に対し、書面でその旨を通知するものとする。
- 4 申込者は、本組合が前項に規定する承諾の書面を発したときに、組合員となるものとする。

(加入の自由)

第14条 本組合は、組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、またはその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附さないものとする。

(加入の手続)

第15条 本組合に加入しようとする者は、本組合の定める加入申込書に氏名または名称および住所または営業所の所在地ならびに営業の種類その他必要な事項を記載して、これを本組合に提出しなければならない。

(加入金)

第16条 第13条第4項の規定により、組合員となった者は、遅滞なく、本組合に加入金を納付しなければならない。

2 加入金の額は、総会において定める。

(承継加入)

第17条 組合員たる資格を有する者が、相続、合併または営業権の譲受によって、組合員の権利義務を承継したときは、当該権利義務を承継した日から起算して、30日以内に申出をし、本組合の承諾を得て、加入することができる。

2 前項の規定による申出には、権利義務を承継したことを証する書面および相続の場合において相続を受けた者が数人あるときは、他の相続人の同意書を添えなければならない。

3 第1項の規定により、本組合の承諾を得た者は、第13条第4項の規定にかかわらず、当該権利義務を承継した日に組合員になったものとみなす。

4 前項の規定により、組合員となった者に対しては、第16条の規定による加入金の納付を免除する。

(法定脱退)

第18条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡または解散
- (3) 除名

(自由脱退)

第19条 組合員は、あらかじめ書面をもって、本組合に通知した上で、脱退することができる。

2 組合員の脱退は、前項の規定による通知が本組合に到着した日から起算して60日を経過した日に、その効力を発生する。

(除名)

第20条 本組合は、総会の議決により、次の各号の1に該当する組合員を除名することができる。

- (1) 第8条第1項第4号の組合員の遵守すべき事項に違反した組合員
  - (2) 加入金または賦課金の納付その他組合に対する義務を怠った組合員
  - (3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為があった組合員
  - (4) 本組合の事業の利用につき、不正の行為があった組合員
  - (5) 違法行為その他信用を失う行為があった組合員
  - (6) 第11条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした組合員
- 2 本組合は、組合員を除名しようとするときは、その除名を議決する総会の会日の10日前までに、その組合員に対し、書面でその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。
- 3 第1項の規定による除名は、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決によるものとする。
- 4 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することはできない。

(議決権および選挙権)

第21条 組合員は、各1個の議決権および選挙権を有する。

- 2 組合員は、第39条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって、議決権または選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族(現に組合員の事業に従事しているものに限る。)もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることはできない。
- 3 前項の規定により、議決権または選挙権を行なう者は、出席者とみなす。
- 4 代理人が代理し得る組合員の数は、4人までとする。
- 5 代理人は代理権を証する書面を本組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第22条 本組合は、その行なう事業の費用に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は、総会において定める。
- 3 組合員は、第1項の経費の支払いについて、相殺をもって本組合に対抗することができない。

(手数料)

第23条 本組合は、その行なう事業について、手数料を徴収することができる。

- 2 前項の手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。

(届出)

第24条 組合員は、次の各号の1に該当するときは、1月以内に本組合に届け出なければならない。

- (1) 氏名もしくは名称または住所もしくは営業所の所在地を変更したとき
- (2) 機械の輸出に関する事業の全部または一部を変更し、もしくは廃止したとき

(過怠金)

第25条 本組合は、第20条第1項各号の1(第5号を除く。)に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対し、書面でその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

2 本組合は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その処分を受けた者に対し書面で、その旨を通知するものとする。

#### 第4章 役員、顧問、相談役および職員

(役員の数)

第26条 本組合に、役員として理事および監事を置き、その定数は次の通りとする。

- (1) 理事 65人以上75人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

(役員の任期)

第27条 役員の数、任期は、次の通りとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

2 補充(定数の増加に伴う場合の補充を含む。以下同じ。)のため選挙された役員の数、任期は、現任者の残任期間とする。

(員外理事)

第28条 理事のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事の定数の3分1未満でなければならない。

(理事長、副理事長、専務理事および常務理事の職務)

第29条 理事のうち、1人を理事長、8人以内を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところに従い、その職務を代行する。
- 4 専務理事および常務理事は、理事長を補佐して本組合の業務を執行し、理事長およ

び副理事長ともに事故があるときは専務理事が、専務理事もともに事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところに従い、常務理事が、その職務を代行する。

- 5 理事長、副理事長、専務理事および常務理事ともに事故があるときは、理事会において理事のうちからその代理者1人を定める。
- 6 第31条第2項の規定は、理事長に準用する。

#### (監事の職務)

第30条 監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をなし、または理事長に対し会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行なうためとくに必要があるときは、組合の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、必要があるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (役員 of 義務)

第31条 理事および監事は、法令、定款および規約ならびに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事および監事は、その任期の満了または辞任により退任した後であっても後任者が就任するまでその職務を行なわなければならない。

#### (役員 of 選挙)

第32条 役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。

- (1) 組合員または組合員たる法人の役員であって、理事会または20人以上の組合員から推せんを受けたもの
  - (2) 組合員または組合員たる法人の役員でない者であって、理事会または30人以上の組合員から推せんを受けたもの
  - (3) 組合員たる輸出組合の役員であって、その理事会から推せんを受けたもの
- 2 役員 of 選挙は、単記式無記名投票によって行なう。
  - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
  - 4 第1項第1号から第3号に掲げる者の数が、選挙すべき役員 of 数をこえないとき、またはこえなくなったときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
  - 5 第1項 of 総会 of 会日は、少なくともその3週間前までに、組合員に書面で通知するものとする。
  - 6 第1項 of 規定による候補者 of 推せんをした者は、総会 of 会日 of 2週間前までに、その推せんした者(以下「被推せん者」という。) of 氏名を本組合に届け出なければならない。

#### (役員 of 報酬)

第33条 役員に対する報酬は、総会において定める。



(顧問および相談役)

第34条 本組合に顧問および相談役を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、組合業務に経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(職員)

第35条 本組合に参事および会計主任を置き、主たる事務所または従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

- 2 参事および会計主任の選任および解任は、理事会の議決を経て、理事長が行なう。

第36条 本組合に事務局を置き、事務局に職員若干人を置く。

- 2 前項の職員の任免は、理事長が行なう。

## 第5章 総会、理事会、部会および総合委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 理事会は、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(組合員の総会招集権)

第38条 前条第3項の規定による請求をした組合員は、この請求をした日から10日以内に理事長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て、総会を招集することができる。理事長の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

第39条 総会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

- 2 総会において、役員選挙を行なう場合には、前項の規定による通知書に第32条第6項の規定による被推せん者の氏名を記載しなければならない。

(総会の議事)

第40条 総会の議事は、法またはこの定款もしくは規約に特別の定めのある場合を除い

て、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、各総会ごとに選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、前条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。

#### (緊急議案)

第41条 総会においては、出席した組合員(書面または代理人による議決権もしくは選挙権を行なう者を除く。)の3分の2以上の多数による同意を得たときは、前条第4項の規定にかかわらず、第39条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項以外の事項について議決することができる。

#### (総会の議決事項)

第42条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更または廃止
- (3) 収支予算および事業計画の設定または変更
- (4) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)および事業報告書の承認
- (5) 加入金および賦課金の額ならびにそれらの徴収の時期および方法の決定
- (6) 借入金の最高限度
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法またはこの定款で定める事項

#### (総会の議事録)

第43条 総会の議事録は、輸出入取引法施行規則(平成19年経済産業省令第27号)(以下「施行規則」という。)の定めるところにより作成するものとする。

#### (理事会)

第44条 本組合の業務の執行は、理事会が決する。

#### (理事会の招集)

第45条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところに従い他の理事が招集する。
- 3 理事は、必要があるときは、何時でも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の規定による請求をした理事は、その請求をした日から5日以内に理事長が理事会招集の手続をしないときは、自ら理事会を招集することができる。

第46条 理事会の招集は、会日の1週間前までに、日時および場所を各理事に通知して  
するものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することが  
できる。

(理事会の議事)

第47条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第48条 理事は、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ会議の目的たる事項が通  
知された場合に限り、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認めるもの

(理事会の議長および議事録)

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めるところに従い、他の理  
事が議長となる。

3 理事会の議事録は、施行規則の定めるところにより作成し、出席した理事および監事が  
これに署名し、または記名押印するものとする。

(部 会)

第51条 本組合は、第1条の目的を達成し、かつ、機種別の事業の振興をはかるため、  
部会を置く。

2 前項の部会は、別表 2に掲げるものとし、これらの部会は、それぞれの機種に関係  
ある組合員をもって構成し、組合員はその取扱に関係のある1以上の部会に加入する  
ものとする。

3 組合員たる輸出組合については、前項の規定にかかわらず、その輸出組合をもって  
部会とする。

第52条 次にあげる事項については、あらかじめ関係部会の審議を経てから、総会に附  
議するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 第20条の規定による除名処分
- (2) 第25条の規定による過怠金を課する旨の決定
- (3) 第8条第1項第4号の組合員の遵守すべき事項の設定または廃止
- (4) 第8条第1項第5号の事務のうち、法第28条の2第2項の規定による負担金にかか  
わる事項

- 2 部会は、この定款および規約に定めるところに従いその部会に属する機種の輸出振興に関する事項を審議議決する。
- 3 理事会は、その権限を行なうにあたっては、関係部会の決議を尊重してなさなければならない。

第53条 部会に部会長1人、副部会長若干人および常任委員若干人を置き、部会長、副部会長および常任委員をもって常任委員会を組織する。

- 2 部会に必要により監査委員若干人を置くことができる。
- 3 部会の組織および運営等については、この定款で定めるもののほか、規約で定める。

(総合委員会)

第54条 本組合は、各部会に共通する事業の振興をはかるために各機種に関係ある組合員をもって構成する総合委員会を置くことができる。

- 2 総合委員会の組織および運営等については、規約で定める。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

第55条 本組合の事業年度は、1年とし、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算関係書類等の提出、備置きおよび閲覧等)

第56条 決算関係書類は、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類および事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、通常総会の通知に際しては、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類および事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。
- 4 理事長は、監事の意見を表した書面を添付して第2項の承認を受けた決算関係書類および事業報告書を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 5 理事長は、通常総会の会日の2週間前から5年間、第2項の承認を受けた決算関係書類および事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 6 組合は、通常総会の日の2週間前の日から3年間、第2項の承認を受けた決算関係書類および事業報告書の写しを、従たる事務所に備え置かなければならない。
- 7 組合員および組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、何時でも、決算関係書類及び事業報告書の閲覧、または謄写を求めることができる。

(経費の支弁)

第57条 本組合の一般の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 加 入 金

- (2) 賦課金
- (3) 手数料
- (4) 補助金および助成金
- (5) 寄附金
- (6) 雑収入

(職員退職給与引当金)

第58条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上し、これを積み立てるものとする。

(積立金)

第59条 本組合は、毎事業年度の残金のうちから、総会の議決により定める額を積立金として積み立てるものとする。

2 積立金は、不足金をてん補するほか、総会の議決により特別の支出に充てることができる。

(延滞金)

第60条 本組合は、組合員が加入金、賦課金、手数料、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、その期限の到来した日から、履行の日まで規約の定めるところにより延滞金を徴収することができる。

(特別会計)

第61条 本組合は、特別の事業を行なう必要上または特別の資金を保有してその運用を行なう場合もしくは第10条の規定による負担金その他特別の収入をもって、特別の支出に充て、また法令による定めもしくは支持によって、第57条の一般収入支出と区分して経理する必要がある場合に限り、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計の運用については、理事会で定める。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第62条 この定款を変更しようとするときは、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

(解散)

第63条 本組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 合併
  - (3) 破産
  - (4) 法第18条の規定による解散の命令
- 2 前項第1号または第2号の事由による解散の議決は、総会において、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。
  - 3 本組合は、第1項第2号の事由により解散しようとするときは、あらかじめ経済産業大臣の認可を受けるものとする。
  - 4 本組合は、第1項により解散した時は、解散した日から2週間以内にその旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

(残余財産の処分)

第64条 本組合の解散後における残余財産の処分は、総会において定める方法による。

(精算人)

第65条 本組合が解散したときは、合併および破産による解散の場合を除いては、理事がその精算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

附 則

- 1 この定款は、昭和 37 年 8 月 1 日から実施する。
  - 2 昭和 29 年 5 月 21 日実施の日本機械輸出組合定款は、この定款の実施の日に廃止する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 37 年 12 月 24 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 38 年 11 月 21 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 40 年 8 月 5 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 40 年 12 月 1 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 47 年 12 月 26 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 51 年 9 月 7 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、昭和 54 年 7 月 20 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 4 年 7 月 10 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 5 年 2 月 2 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 6 年 1 月 6 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 7 年 8 月 17 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 9 年 6 月 30 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 12 年 4 月 10 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 20 年 1 月 22 日から実施する。
- 附 則 この定款の変更は、平成 20 年 6 月 27 日から実施する。

別表 1

- 1 船舶部門  
船舶およびその部分品ならびに附属品
- 2 鉄道車輛部門  
鉄道車輛およびその部分品ならびに附属品
- 3 産業車輛部門  
産業車輛およびその部分品ならびに附属品
- 4 自動車部門  
自動車およびその部分品ならびに附属品
- 5 内燃機部門  
内燃機およびその部分品ならびに附属品
- 6 繊維機械部門  
繊維機械およびその部分品ならびに附属品
- 7 重電気機械部門  
重電気機械およびその部分品ならびに附属品
- 8 軽電気機械部門  
軽電気機械および電球(豆球および装飾球を除く。)ならびに  
その部分品および附属品
- 9 通信電子機械部門  
通信電子機械およびその部分品ならびに附属品
- 10 民生電子機械部門  
民生電子機械およびその部分品ならびに附属品
- 11 鉄塔部門  
鉄塔およびその部分品ならびに附属品
- 12 水門鉄管部門
  - (1) 水門およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 水圧鉄管およびその部分品ならびに附属品
- 13 産業機械部門
  - (1) 鉱山用機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 運搬機械およびその部分品ならびに附属品
  - (3) 風水力機械およびその部分品ならびに附属品
  - (4) 原動力機械およびその部分品ならびに附属品
  - (5) 製鉄機械およびその部分品ならびに附属品
  - (6) 金属加工機械およびその部分品ならびに附属品
  - (7) 暖冷房装置用機械およびその部分品ならびに附属品
  - (8) 試験機械およびその部分品ならびに附属品
  - (9) 酸素溶接断機およびその部分品ならびに附属品
  - (10) 高圧瓦斯容器
  - (11) 印刷製本機械およびその部分品ならびに附属品
  - (12) 化学機械およびその部分品ならびに附属品
  - (13) 破碎機およびその部分品ならびに附属品
  - (14) バルブおよび鉄管継手
  - (15) 鑄鍛工品機器およびその部分品ならびに附属品

- (16) 煙草機械およびその部分品ならびに附属品
- (17) その他の産業機械およびその部分品ならびに附属品
- 14 鉄骨橋梁部門
  - 鉄骨橋梁およびその部分品ならびに附属品
- 15 工具部門
  - (1) 一般工具
  - (2) 超硬工具およびダイヤモンド工具
  - (3) 作業工具
  - (4) 機械刃物(木工用刃物を除く。)
- 16 工作機械部門
  - 工作機械およびその部分品ならびに附属品
- 17 製材木工機械部門
  - 製材木工機械およびその部分品ならびに附属品
- 18 農業機械部門
  - (1) 農業機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 食糧加工機械およびその部分品ならびに附属品
- 19 光学機械部門
  - 光学機械およびその部分品ならびに附属品
- 20 軽機械部門
  - (1) 放射線機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 理化学機械およびその部分品ならびに附属品
  - (3) 計量器およびその部分品ならびに附属品
  - (4) 時計およびその部分品ならびに附属品
  - (5) ミシンおよびその部分品ならびに附属品
  - (6) 自転車およびその部分品ならびに附属品
  - (7) その他の軽機械およびその部分品ならびに附属品
- 21 ベアリング部門
  - ベアリングおよびその部分品ならびに附属品
- 22 航空機部門
  - 航空機およびその部分品ならびに附属品
- 23 プラント部門
  - 各種プラントおよびその部分品ならびに附属品
- 24 事務機械部門
  - 事務用機械およびその部分品ならびに附属品
- 25 建設機械部門
  - 土木建設機械およびその部分品ならびに附属品
- 26 前各項以外の機械部門
  - (1) 兵器およびその部分品ならびに附属品
  - (2) その他の機械およびその部分品ならびに附属品



別表 2

- 1 船 舶 部 会
- 2 鉄 道 車 輛 部 会
- 3 産 業 車 輛 部 会
- 4 自 動 車 部 会
- 5 内 燃 機 部 会
- 6 繊 維 機 械 部 会
- 7 重 電 気 機 械 部 会
- 8 軽 電 気 機 械 部 会
- 9 通 信 電 子 機 械 部 会
- 10 民 生 電 子 機 械 部 会
- 11 鉄 塔 部 会
- 12 水 門 鉄 管 部 会
- 13 産 業 機 械 部 会
- 14 鉄 骨 橋 梁 部 会
- 15 工 具 部 会
- 16 工 作 機 械 部 会
- 17 木 工 機 械 部 会
- 18 農 業 機 械 部 会
- 19 光 学 機 械 部 会
- 20 軽 機 械 部 会
- 21 ベアリング部会
- 22 航 空 機 部 会
- 23 プラント部会
- 24 事 務 機 械 部 会
- 25 建 設 機 械 部 会

# 日本機械輸出組合規約

沿革	昭和 27 年 12 月 26 日	施行
	昭和 28 年 4 月 27 日	一部変更
	昭和 29 年 5 月 21 日	一部変更
	昭和 31 年 1 月 19 日	一部変更
	昭和 37 年 8 月 1 日	一部変更
	昭和 37 年 12 月 24 日	一部変更
	昭和 40 年 8 月 5 日	一部変更
	昭和 40 年 12 月 1 日	一部変更
	昭和 47 年 12 月 26 日	一部変更
	昭和 51 年 9 月 7 日	一部変更
	昭和 54 年 7 月 20 日	一部変更
	平成 4 年 7 月 10 日	一部変更
	平成 6 年 1 月 6 日	一部変更
	平成 7 年 8 月 17 日	一部変更
	平成 9 年 6 月 30 日	一部変更
	平成 20 年 1 月 22 日	一部変更
	平成 20 年 5 月 30 日	一部変更

## 第 1 章 総 則

権利義務は、法令および定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第2条 この規約は、本組合の各事務所に備えつけるものとする。

2 組合員は、何時でも規約の閲覧を求めることができる。

第3条 組合の庶務、職員の服務ならびに給与について必要な規程は理事会で定める。

## 第 2 章 総 会

第4条 総会における組合員(代理人を含む。)の議席は、役員、書記およびその他の者の席と区別を明らかにして設ける。

第5条 定款第21条第2項の規定による書面議決をしようとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項ごとに賛否の別を記載し、署名捺印した書面を理事長へ送付して行なう。

2 前項の書面は総会の開会までに到着しないと無効とする。

3 理事長は第1項の規定による書面を受理したときは、これを総会まで保管しなければならない。

第6条 定款第21条第2項の規定による代理人は、入場の際に、代理権を証する書面を

理事長に提出し、引き換えに別に定める代理権を証する証票の交付を受けるものとする。

第7条 理事長は、出席者の数を報告して開会を宣し、議長の選任を総会にはかるものとする。ただし、定款第38条後段の規定による理事長の職務を行なう者がいない場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て総会を招集した場合は、総会を招集した組合員がこれを行なうものとする。

第8条 議長は、議事の開始にあたり、書面による議決のあるときは、理事長からその書面を受け取るものとする。

第9条 議案は、提案者の説明、これに対する質疑討論および採決の順により確定する。

第10条 議案の説明は、必要があるときは、議長は、職員またはその他の者にこれを行なわせることができる。

第11条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

第12条 採決は、挙手、起立、投票等の方法によって行なう。この場合代理人は、代理権を証する証票を明示して採決に応じなければならない。

2 議長は、書面による議決があるときは、これを報告した後採決の結果を宣言するものとする。

第13条 定款第41条の規定により組合員はその総会に出席した組合員（書面または代理人により議決権もしくは選挙権を行なう者を除く。）の3分の2以上の多数による同意を得て、あらかじめ通知した事項以外の事項について議案（以下「動議」という。）として提案することができる。

2 動議の提案者は、成立した動議を撤回しようとするときは賛成者の同意を得なければならない。

3 動議の議決には代理人による議決権は認めない。

第14条 総会で必要があると認めるときは、委員に附託して議案その他の審議をさせることができる。

2 委員は、その都度総会において出席した組合員（書面または代理人による議決権もしくは選挙権を行なうものを除く。）のうちから選任する。

3 委員に附託した議案は、委員の審査結果の報告を聴いて採決しなければならない。

第15条 否決された議案および否決または撤回された動議は、同一総会に再び提出す

ることはできない。

第16条 総会に出席した組合員が総会終了前に退席しようとするときは議長に申し出なければならない。

第17条 議事中は、議事を妨げる行為をしてはならない。

2 議長は、議事進行に支障のある行為のある者に対し退席を命ずることができる。

第18条 総会の議事録は永年保存しなければならない。

## 第 3 章 役 員

### 第 1 節 総 則

第19条 役員選挙の方法および手続は総会の議決を経て別に規程で定める。

### 第 2 節 理 事 会

第20条 理事会は、少なくとも毎月1回開催するものとする。

第21条 定款第48条の規定により理事会において書面により議決をしようとする理事は、あらかじめ通知のあった事項ごとに賛否の別を記載し、署名捺印した書面を理事長へ送付して行なう

2 前項の書面による議決を行なう理事は出席者とみなす。

3 第1項の書面は、その理事会の開会までに到着しないときは無効とする。

第22条 輸出入取引法(以下「法」という。)および定款の定めるところにより次の事項は理事会の議決を経るものとする。

(1) 総会の招集および総会に提出すべき議案

(2) 組合の業務執行に関する事項

(3) 加入の申込があったときはその申込者に対する加入の諾否

(4) 徴収すべき手数料の額ならびにその徴収の時期および方法の決定、変更または廃止

(5) 顧問および相談役の委嘱

(6) 参事および会計主任の任免

(7) 特別会計の運用に関する事項

(8) 総会から委任された事項

(9) その他組合運営上必要と認める事項

第23条 理事会は、必要があるときは、職員その他の者を出席せしめ意見を徴することができる。

第24条 理事会は、開催の都度議事録を作成する。  
2 理事会の議事録は永年保存しなければならない。

### 第 3 節 監 事

第25条 監事は、定款第30条の規定により職務を行なうほか、定款第56条第1項の規定により、理事長から提出された決算関係書類を監査し、これに監査報告書を添えて理事長に返戻しなければならない。  
2 監事は、前項の職務を遂行するため監事会を置くことができる。

## 第 4 章 部 会

### 第 1 節 総 則

第26条 定款第51条第2項の規定による部会の機種別の区分は、附表に掲げる通りとする。  
2 前項の附表の細目区分については関係部会の意見を徴し、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第27条 本組合員は第2項の部会を除くほか必ず1部会以上の部会に加入しなければならない。  
2 組合員たる輸出組合については附表の1および2に掲げるものとし、その組合をその機種部会とする。

第28条 部会の運営に関し必要な細則は部会において定める。  
2 前条第2項の部会の運営に関しては本章の規定にかかわらず別に定めるところによる。

### 第 2 節 部会会員

第29条 部会(第27条第2項の規定による部会を除く。以下この章において同じ。)の会員たる資格を有する者は、組合員であつてその部会が所管する商品を取扱う者とする。

第30条 部会の会員たる資格を有する者は、その部会の承諾を得て部会に加入することができる。

2 部会は正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

第31条 理事長は、定款第13条第2項の規定による諾否を決する場合に、理事会が必要があると認めるときは、関係部会の意見を徴しなければならない。

第32条 部会会員は、次の事由により脱退するものとする。

- (1) 組合からの脱退
- (2) 部会会員たる資格の喪失

2 部会会員は、あらかじめ部会に書面で通知してその部会から脱退することができる。

第33条 第30条第1項の規定により部会に加入した者または前条の規定により部会から脱退した者があつたときは、その部会の部会長は理事長にその旨を報告しなければならない。

第34条 部会会員は、部会において各々1個の議決権を有する。

第35条 部会は、その行なう事業において別途に経費を要するときはその費用に充てるために、理事長の承諾を得て、部会会員から実費に相当する金額を徴収することができる。

第36条 理事長は、定款第24条の規定による届出があつたときは、その組合員の所属している部会に書面でその旨を通知するものとする。

### 第 3 節 部会会議および常任委員会

第37条 部会会議は、部会長が招集する。

第38条 部会会議においては、部会長がその議長となる。

2 部会会議の議事は、定款またはこの規約に特別の定めのある場合を除いて部会会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第39条 定款第52条第1項の規定により次に掲げる事項については総会に附議する前にあらかじめ当該部会会議の議決を経るものとする。

- (1) 定款第20条の規定による部会会員たる組合員の除名
- (2) 定款第25条の規定による部会会員たる組合員に対し過怠金を課する旨の決定
- (3) 定款第9条および第10条にかかわる事項

2 前項に規定する事項を議決しようとするときは、部会会議において部会会員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数による議決によらなければならない。

3 第1項第1号および第2号の場合において、部会は除名または過怠金の徴収を受けよ

うとする部会会員たる組合員に対し、部会会議において弁明する機会を与えなければならない。

第40条 前条の規定によるもののほか、部会会議においては部会内にかかわる次の事項を議決する。

- (1) 規約以外の定めの設定、変更または廃止
- (2) 部会における事業計画(部会活動費等によるものを含む。)の設定、変更または廃止
- (3) 前号の報告に関する事項
- (4) 総会の招集の発議
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部会長が必要と認める事項

第41条 定款第43条の規定は、部会会議の議事録に準用する。この場合において「総会」とあるのは「部会会議」と、「理事」とあるのは「副部会長および常任委員」と、「組合員数」とあるのは「部会員数」と読み替えるものとする。

2 前項の議事録は、作成の日から10年間保存しなければならない。

第42条 定款第53条の規定による常任委員会は、この規約で定めるもののほか、部会の業務の執行および別に部会会議で定めた場合を除き、部会加入の申込に対する諾否を議決する。

第43条 部会内の事項で他の部会にかかわる事項については、必要によりその関係部会で連絡会議を開き、これを審議することができる。

#### 第 4 節 部会の取扱事業

第44条 部会は、定款第8条の規定による本組合の事業のうち、その部会内にかかわる事項についてその取扱方法を審議決定する。

第45条 部会に必要により、専門委員会または分科会を置くことができる。

2 専門委員会または分科会の組織および運営方法は部会において定める。

#### 第 5 節 部会の役員

第46条 部会の役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 部会長 2年
- (2) 副部会長 2年
- (3) 常任委員 2年

2 定款第53条第2項の規定により、部会に監査委員を置いた場合は、その任期は、2年とする。

- 第47条 部会長は、部会を代表して、部会の業務を執行し、部会会議の議長となる。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があったときは、その職務を代行する。
  - 3 常任委員は、部会長を補佐し部会の事務を掌理する。
  - 4 部会長および副部会長共に事故があるときは、常任委員のうちから互選でその代理者1人を定める。
  - 5 監査委員は、部会の会計を監査する。
- 第48条 部会の役員は、部会会員のうちから部会会議において選任する。

## 第 6 節 専門部会

- 第49条 部会は、その取扱機種のうち、特定の機種について、定款第8条第1項第4号および第5号の規定にかかわる事業の遂行をはかるため、部会会議の議決を経て、その機種にかかわる専門部会を置くことができる。
- 2 前項の部会会議の議決は、部会会員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決によらなければならない。
  - 3 前項の議決を経た専門部会は、部会会員のうち、その専門部会の目的とする機種を取扱う部会会員の3分の2以上が加入し、かつ、理事会の承諾を経て成立する。
- 第50条 専門部会においては、その目的とする機種について、次の事業を取扱うものとする。
- (1) 定款第8条第1項第4号および第5号の規定にかかわる事項
  - (2) 前号に附帯する事業であつて、部会会議において委任された事項
- 2 専門部会会議の議決を経た前項の事業については、第39条の規定にかかわらず、部会会議の議決を経たものとみなす。

第51条 専門部会の会議および役員については、第37条から第43条(第3節部会会議および常任委員会)および第46条から第48条まで(第5節部会の役員)の規定を準用する。この場合において「部会長」とあるのは「専門部会長」と、「常任委員」とあるのは「常任幹事」と、「常任委員会」とあるのは「常任幹事会」と、「部会会員」とあるのは「専門部会会員」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 組 合 員

第52条 組合員は、本組合の定款および規約を遵守し、かつ、総会および所属部会の決議に従わなければならない。

第53条 承継加入の効果は、権利義務を承継したときに遡って生ずる。



第54条 新たに、もしくは承継によって加入した者がある時は、理事長は遅滞なく組合員名簿にこれを記載しなければならない。

第55条 定款第20条の規定による組合員の除名の効果は、同条第4項の規定による通知を発した時に発生する。

## 第6章 業務の執行

第56条 理事長は、毎事業年度の初において事業計画および資金計画を作成し、総会に提出してその議決を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

第57条 理事長は、毎事業年度の終了後事業報告書を作成し、総会に提出してその承認を受けるものとする。

第58条 法第40条および政令の定めるところにより経済産業大臣から指示があったときは、理事長は、必要な調査をなして、同大臣へ報告しなければならない。

第59条 定款第8条第1項第1号の規定による不公正な輸出取引を防止するための所属員の啓発、指導および規制に関する業務を行なうときおよび同条同項第2号の規定による所属員の共通の利益を増進するため必要な事業を行なうときは、理事会の議決を経て理事長が執行する。ただし必要があるときは、あらかじめ関係部会の審議議決を経るものとする。

第60条 理事長は、前条の業務に関し、組合員に対する業務に支障がない範囲において組合員以外の輸出業者に対してもその業務を行なうことができる。

第61条 定款第8条第1項第4号の規定による組合員の遵守すべき事項を設定しようとするときは、理事長は、関係部会の審議議決するところにより理事会および総会の議決を経て、設定の日の10日前までに経済産業大臣に届け出るものとする。

2 前項の組合員の遵守すべき事項を廃止しようとするときは、理事長は、関係部会の審議議決を経て、理事会および総会の議決を経て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

3 定款第10条の規定により負担金等を定めようとするときおよび内容を変更しようとするとき、または廃止しようとするときは、理事長は、関係部会の審議議決するところにより理事会および総会の議決を経て、経済産業大臣に対し認可手続をとるものとする。

第62条 前条第1項の届出をしてから10日間を経過したときまたは前条第2項の認可申請事項が経済産業大臣から承認されたときは、理事長は直ちにこれを組合員および関係部会会員に周知徹底して、これが実施をはかる。

2 前項の実施の確保の具体的方法について、必要があるときは部会の審議決定するところにより理事会の議決を経てこれを行なう。

第63条 業務の執行の方法につき必要な細則は理事会で定める。

## 第 7 章 会 計

第64条 理事長は、毎事業年度の初において、事業計画ならびに資金計画に基づいて収支予算を作成し、総会に提出してその議決を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

第65条 定款第60条の規定による延滞金の割合は、別の規約で定める場合を除き、年5分の範囲内において理事会の議決を経て理事長が定める。

第66条 会計に関し必要な規定は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第67条 この規約を変更または廃止しようとするときは総会の議決による。

附 則 この規約は、昭和 27 年 12 月 26 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 28 年 4 月 27 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 29 年 5 月 21 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 31 年 1 月 19 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 37 年 8 月 1 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 37 年 12 月 24 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 40 年 8 月 5 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 40 年 12 月 1 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 47 年 12 月 26 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 51 年 9 月 7 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、昭和 54 年 7 月 20 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 4 年 7 月 10 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 6 年 1 月 6 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 7 年 8 月 17 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 9 年 6 月 30 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 20 年 1 月 22 日から実施する。

附 則 この規約の変更は、平成 20 年 5 月 30 日から実施する。

## 附表

- 1 船舶部会  
船舶およびその部分品ならびに附属品
- 2 鉄道車輛部会  
鉄道車輛およびその部分品ならびに附属品
- 3 産業車輛部会  
産業車輛およびその部分品ならびに附属品
- 4 自動車部会  
自動車およびその部分品ならびに附属品
- 5 内燃機部会  
内燃機およびその部分品ならびに附属品
- 6 繊維機械部会  
繊維機械およびその部分品ならびに附属品
- 7 重電気機械部会  
重電気機械およびその部分品ならびに附属品
- 8 軽電気機械部会  
軽電気機械および電球(豆球および装飾球を除く。)ならびにその部分品および附属品
- 9 通信電子機械部会  
通信電子機械およびその部分品ならびに附属品
- 10 民生電子機械部会  
民生電子機械およびその部分品ならびに附属品
- 11 鉄塔部会  
鉄塔およびその部分品ならびに附属品
- 12 水門鉄管部会
  - (1) 水門およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 水圧鉄管およびその部分品ならびに附属品
- 13 産業機械部会
  - (1) 鉱山用機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 運搬機械およびその部分品ならびに附属品
  - (3) 風水力機械およびその部分品ならびに附属品
  - (4) 原動力機械およびその部分品ならびに附属品
  - (5) 製鉄機械およびその部分品ならびに附属品
  - (6) 金属加工機械およびその部分品ならびに附属品
  - (7) 暖冷房装置用機械およびその部分品ならびに附属品
  - (8) 試験機械およびその部分品ならびに附属品
  - (9) 酸素溶接断機およびその部分品ならびに附属品
  - (10) 高圧瓦斯容器
  - (11) 印刷製本機械およびその部分品ならびに附属品
  - (12) 化学機械およびその部分品ならびに附属品
  - (13) 破碎機およびその部分品ならびに附属品
  - (14) バルブおよび鉄管継手
  - (15) 鑄鍛工品機器およびその部分品ならびに附属品

- (16) 煙草機械およびその部分品ならびに附属品
- (17) その他の産業機械およびその部分品ならびに附属品
- 14 鉄骨橋梁部会  
鉄骨橋梁およびその部分品ならびに附属品
- 15 工具部会
  - (1) 一般工具
  - (2) 超硬工具およびダイヤモンド工具
  - (3) 作業工具
  - (4) 機械刃物(木工用刃物を除く。)
- 16 工作機械部会  
工作機械およびその部分品ならびに附属品
- 17 木工機械部会  
製材木工機械およびその部分品ならびに附属品
- 18 農業機械部会
  - (1) 農業機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 食糧加工機械およびその部分品ならびに附属品
- 19 光学機械部会  
光学機械およびその部分品ならびに附属品
- 20 軽機械部会
  - (1) 放射線機械およびその部分品ならびに附属品
  - (2) 理化学機械およびその部分品ならびに附属品
  - (3) 計量器およびその部分品ならびに附属品
  - (4) 時計およびその部分品ならびに附属品
  - (5) ミシンおよびその部分品ならびに附属品
  - (6) 自転車およびその部分品ならびに附属品
  - (7) その他の軽機械およびその部分品ならびに附属品
- 21 ベアリング部会  
ベアリングおよびその部分品ならびに附属品
- 22 航空機部会  
航空機およびその部分品ならびに附属品
- 23 プラント部会  
各種プラントおよびその部分品ならびに附属品
- 24 事務機械部会  
事務用機械およびその部分品ならびに附属品
- 25 建設機械部会  
土木建設機械およびその部分品ならびに附属品